

はあーと介護サービス運営規程

(障害福祉サービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社はあーと介護サービス(以下、「事業所」という。)は、地域の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、居宅介護事業、重度訪問介護事業及び行動援護事業(以下、「居宅介護事業等」という。)移動支援事業(地域活動支援事業)を実施する。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 障害福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込みに真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込みに応じるものとする。また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅介護事業等事業者の紹介等の措置を講ずるものとする。

4 事業実施に当たり、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。

5 前4項のほか、厚生労働省が定める「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第3条 本事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護事業等の計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護事業等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員 5名以上

訪問介護員は、管理者の指揮管理の下で居宅介護事業等の計画に基づき居宅介護事業等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名以上

事務職員は、管理者の指揮管理の下で事務を行う。

2 従業者の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 月1回

(営業日及び営業時間)

第4条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し祝日と8月14日～16日、12月29日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 上記以外の日時であっても、利用者から要請があれば可能な限りサービス提供に応じるものとする。また電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護事業等の内容)

第5条 本事業所で行う居宅介護事業等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護に関する内容

ア 身体介護

- ①食事の介護
- ②排泄の介護
- ③衣類着脱の介護
- ④入浴の介護
- ⑤身体の清拭、洗髪
- ⑥その他必要な身体の介護

イ 家事援助

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の清掃、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

ウ 通院介助

- ①通院及び公的機関の手続きの介助

(2) 重度訪問介護に関する内容

- ①身体介護に関すること
- ②外出時における移動中の介護に関すること
- ③その他生活全般にわたる援助

(3) 行動援護に関する内容

- ①行動する際の危険回避
- ②外出時の移動の介護
- ③その他外出に必要な介護

(4) 移動支援（地域生活支援事業）

- ①社会生活上不可欠な外出の支援
- ②余暇活動などの社会参加の為に外出する際に移動を伴う支援

2 サービス提供は、利用者及びその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明した居宅介護計画に基づいて行うものとする。

3 サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

4 サービス提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。

5 サービス提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。

6 従業者は、従業者の同居の家族である利用者に対してはサービス提供を行えないものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第6条 居宅介護事業等を提供した際には、支給決定障害者等から市町村が定める負担上限額の範囲内において、利用者負担額(厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費の原則の1割)の支払いを受けるものとする。また地域生活支援事業の移動支援事業を提供した際には、市町村が定める原則1割の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業等を提供した際には、支給決定障害者等から、介護給付費等(厚生労働大臣が定める基準に算定された介護給付費及び特例介護給付費)の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費(駐車料金を含む)は、次の通り利用者から徴収できることとする。

実施地区外の利用者にご負担していただく費用

※2人介助など複数人派遣は人数分頂きます(引継ぎのヘルパーを除く)

交通費		駐車料金
① 経路が実施地区外となる地点～1 kmまで	0 円	発生した 費用の全額
②次の地域で①を超える地点 京都市西京区の大枝北沓掛町・御陵峰ヶ堂町・榎原 伏見区の羽束師・久世・久我 大阪府三島郡島本町の全域 大阪府高槻市の上牧小学校と五領小学校の校区	500 円	
他の地域	10 キロまで	1000 円
	以降 10 キロごとに	+1000 円

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長岡京市、向日市、大山崎町、京都市の一部(西京区大原野・大枝・沓掛(沓掛インターの東側))を区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅介護事業等の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。

2 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うものとし、主治医への連絡が困難な場合には、病院等医療機関への緊急搬送措置を講じるものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第9条 事業者において居宅介護事業等を提供する主たる対象の障害種類は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護事業

① 身体障害者

- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 障害児

(2) 重度訪問介護事業

- ① 身体障害者

(3) 行動援護事業

- ① 知的障害者
- ② 精神障害者
- ③ 障害児

(4) 移動支援

- ① 身体障害者（全身性）
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 障害児

(虐待の防止のための措置)

第 10 条 高齢者及び障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者への研修を実施し、虐待防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を設置し、この委員会は指針に沿って実施し検討結果を従業者に周知徹底する。

2 虐待の防止等の「虐待防止責任者」と、「虐待防止受付担当者」を設置する。

3 身体拘束等の適正化のため「身体拘束などの禁止」の規定を設ける。

(秘密の保持)

第 11 条 従業者に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを服務規則により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行うものとする。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した居宅介護事業等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

2 本事業所は、提供したサービスに関し、障害者自立支援法第 48 条第 1 項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(手続規定の遵守)

第 13 条 居宅介護事業等の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉サービス受給者証に契約支給量、契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

2 市町村から居宅介護事業等の介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等

に係る介護給付費等を通知するものとする。

- 3 利用者が偽りその他不正な行為によって障害福祉等サービスの支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。
- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社はあーと介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年（2024年）8月26日から施行する。